

徳島県規則第三十一号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成二十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条」を「第九条」に改める。

第六条並びに様式第三号及び様式第四号を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。